

くに きほん ししん しめ せいか もくひょう 国の基本指針で示されている成果目標		さっぽろし せいか もくひょう げんこう けいかく 札幌市の成果目標（現行計画）		さっぽろし せいか もくひょうあん じき けいかく 札幌市の成果目標案（次期計画）	
せい か もく ひょう ふくし し せつ いっぱん しゅうろう いこう とう 成果目標③ 福祉施設から一般就労への移行等		(成果目標3)			
1 しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行に関する目標について					
【継続】	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を 令和11年度中に令和6年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。	ねん ど 2026年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2021年度の移行実績の1.15倍（704人）とすることを目指す。		※ けん とう ちゅう 2026年度において、2021年度実績の1.07倍（417人）以上とすることを目指す。	
【継続】	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.14倍以上とすることを基本とする。	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業：2026年度において、2021年度実績の1.09倍（100人）以上とすることを目指す。		※ けん とう ちゅう 2026年度において、2021年度実績の1.41倍（187人）以上とすることを目指す。	
【継続】	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労継続支援A型事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.52倍以上とすることを基本とする。	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労継続支援B型事業：令和11年度中に、令和6年度実績の1.67倍以上とすることを基本とする。		しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	
【継続】	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。	しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指す。		しゅうらい いく とう し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指す。	
2 いっぱん しゅうろう ごと てい ちや し えん かん もくひょう 一般就労後の定着支援に関する目標について					
【継続】	しゅうろう せい ちや し えん じぎょう りやう しゃ すう れい わ ねん ど まつ りやう しゃ すう れ 就労定着支援事業の利用者数は、令和11年度末の利用者数を令和6年度末実績の1.47倍以上とすることを基本とする。	ねん ど まつ しゅうろう せい ちや し えん じぎょう りやう しゃ すう ねん ど 2026年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績 の1.41 倍（457人）以上を目指す。		ねん ど まつ しゅうろう せい ちや し えん じぎょう りやう しゃ すう ねん ど 2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績 の1.47倍（575人）以上を目指す。	
【継続】	しゅうろう せい ちや し えん じぎょう りやう しゃ すう れい わ ねん ど まつ りやう しゃ すう れ 就労定着率については、令和11年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを基本とする。	※ たっ せい ず み せつ っ て い 達成済のため設定されていません。		※ くに しめ せい か もく ひょう たっ せい ず み せい か もく ひょう せつ っ て い 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。	
【新規】	きやう ぎ かい せつ ち けん い き しゅうろう せん たく し えん じぎょう じょう とう つう いっぱん しゅうろう いこう かん もくひょう 協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を1事業所以上設置することを基本とする。	※ あたら もく ひょう せつ っ て い 新しい目標のため設定されていません。		※ くに しめ せい か もく ひょう たっ せい ず み せい か もく ひょう せつ っ て い 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。	
【継続】	と どう ふ けん とう ち い き しゅうろう せん たく し えん じぎょう りやう しゃ すう れ 都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用、福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会（就労支援部会）等を設けて取組を進めることを基本とする。	※ たっ せい ず み せつ っ て い 達成済のため設定されていません。		※ くに しめ せい か もく ひょう たっ せい ず み せい か もく ひょう せつ っ て い 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。	
【新規】	れい わ ねん ど しゅうろう せん たく し えん りやう しゃ すう にん い じょう 令和11年度の就労選択支援利用者数：82,000人以上とする。	※ あたら もく ひょう せつ っ て い 新しい目標のため設定されていません。		ねん ど しゅうろう せん たく し えん りやう しゃ すう にん い じょう 2029年度末の就労選択支援の利用者数について、1,300人以上とすることを目指す。	

国の基本指針で示されている成果目標			札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）
成果目標④ 障がい児支援の提供体制の整備等			（成果目標4）	
1 障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築及び障がい児の地域社会への参加・インクルージョンの推進について				
【拡充】		児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和11年度末までに、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能を確保することを基本とする。 (1) 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 (2) 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 (3) 地域のインクルージョン推進の中核としての機能 (4) 地域の障がい児の発達支援の入口としての相談機能	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
		児童発達支援センターの中核的な支援機能のうち、地域のインクルージョン推進の中核としての機能を確保する際には、保育所等における障がい児の受入れの体制の整備状況を踏まえた上で、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、インクルージョンを推進する体制を構築することを基本とする。	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
	【新規】	インクルージョン推進のため、令和11年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを基本とする。	※ 新しい目標のため設定されていません。	インクルージョン推進のため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。
2 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築について				
【継続】		「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定する。	※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定されていません。	※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しません。
		また、令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて政令市において、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。		

国の基本指針で示されている成果目標			札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）
3	重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について			
	【継続】	令和11年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
	【拡充】	令和11年度末までに、各都道府県において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場に医療的ケア児支援センターが参画すること及び医療的ケア児支援センターに医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置することを基本とする。 また、令和11年度末までに、各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。	2026年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。	2029年度末までに医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。
4	障害児入所施設からの円滑な移行調整について			
	【継続】	入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和11年度末までに各都道府県及び各政令市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指します。	入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指します。
5	障がい児及びその家族への伴走的な相談支援体制の確保について			
	【新規】	令和11年度末までに、各市町村又は圏域において、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障がい児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することを基本とする。	※ 新しい目標のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。

国の基本指針で示されている成果目標		札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）
6	強度行動障害の状態にある児の支援のための体制整備について		
	【新規】 令和11年度末までに、各都道府県、また必要に応じて指定都市において、強度行動障害の状態にある児に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	※ 新たな目標のため設定されていません。	2029年度末までに、強度行動障がい ^{ゆう} を有する児やその保護者 ^{ほごしゃ} に対する支援の取組を推進します。
	成果目標⑤ 地域生活支援の充実	（成果目標2）	
1	地域生活支援の充実に関する目標について		
	【継続】 令和11年度末までに、各市町村は、地域生活支援拠点等を整備し（複数市町村による共同整備を含む。）、当該市町村の全ての日常生活圏域を支援の対象とすることを基本とする。また、これらの地域生活支援拠点等に拠点コーディネーターを配置すること、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者を配置すること並びに年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。	2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めます。	2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めます。
	2 強度行動障害を有する者への支援体制の充実について		
	【継続】 令和11年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、各市町村又は圏域において、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。	2026年度末までに、強度行動障害を有する方の支援ニーズを把握し、支援体制の在り方を整理します。	強度行動障がい ^{ゆう} を有する方 ^{かた} への支援について、引き続き関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組みます。

国の基本指針で示されている成果目標			札幌市の成果目標（現行計画）	札幌市の成果目標案（次期計画）
成果目標⑥ 相談支援体制の充実・強化等			（－）	
【拡充】		令和11年度末までに、全ての市町村において、 <u>基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備</u> を行った上で、 <u>これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域</u> の相談支援体制の強化を図る体制を確保すること、 <u>基幹相談支援センターが協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障がい者の支援体制の整備に取り</u> 組む体制を確保することを基本とする。	※ 達成済のため設定されていません。	※ 国が示す成果目標は達成済であるため、成果目標は設定しません。
	【新規】	都道府県及び市町村においてセルフプランに関する分析等を行うとともに、令和11年度末までに、 <u>のぞまないセルフプランの件数をゼロ</u> にすることを基本とする。		
成果目標⑦ 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上			（－）	
【新規】		各都道府県においては人材確保や生産性向上に関する <u>ワンストップ窓口を設置</u> することを基本とする。	※ 新しい目標のため設定されていません。	※ 北海道の障がい福祉計画で定める項目のため設定しません。
	【新規】	各都道府県において、 <u>当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上やこれを通じた職場環境改善及び経営改善支援に向けた関係者の連携を図る協議会を設置し、ワンストップ窓口との連携を図ることを基本とする。</u>		
成果目標⑧ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築			（成果目標5）	
【継続】		令和11年度末までに、都道府県や市町村において、 <u>サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。</u>	2026年度末までに、 <u>障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。</u>	2029年度末までに、 <u>障がい福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。</u>
	【新規】	各都道府県、政令市又は中核市における管内事業所の情報の公表率及び更新率を100% とすることを基本とする。		
成果目標⑨ 障がいのある人に対する理解促進（札幌市が独自に設定する目標）			（成果目標6）	
	【－】	※ 札幌市が独自に設定する目標のため設定されていません。	心のバリアフリーを理解している方の割合について、2026年度で50.0% を目指します。	心のバリアフリーを理解している方の割合について、2029年度で50.0% を目指します。